

学校感染症による出席停止について

立志舎高等学校 保健室

下記の感染症にかかった場合は、本人の療養と他者への感染予防のため、学校保健安全法により「出席停止」となります。出席停止の場合、欠席にはなりません。担任に必ず連絡をし、医師の許可が出るまで自宅にて療養してください。なお、治癒後は「登校許可証明書」を医療機関にて記入してもらい、担任に提出するようお願い致します。
※インフルエンザの場合は、「インフルエンザ報告書」のみ提出してください。

	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を経過するまで。
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで。
	その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病、溶連菌感染症など）	症状により学校医、その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで。 ※必要に応じて、校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症として措置を取ることのできる疾患です。

クラス（ ） 氏名（ ）

登校許可証明書

立志舎高等学校 学校長 殿

疾患名（ ）

出席停止期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

上記の者は、感染のおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

医療機関名

医師氏名

④